

令和3年第1回定例会（6月議会）

予算特別委員会福祉環境分科会提出資料
福祉環境委員会提出資料

—— 補正予算・議案関係 ——

令和3年6月21日

健 康 福 祉 部

目 次

◎ 補正予算関係

| | | | |
|----|-----------------------------|------------|----|
| 1 | 地域包括ケアシステム深化・推進事業 | (福祉政策課) | 1 |
| 2 | (新) 子育て世帯生活支援特別給付金 (その他世帯分) | | |
| | 広報啓発事業 | (地域・家庭福祉課) | 2 |
| 3 | 施設の小規模・多機能化等推進事業 | (地域・家庭福祉課) | 3 |
| 4 | (新) 養育費確保対策事業 | (地域・家庭福祉課) | 4 |
| 5 | (新) 千秋学園体育館棟改修事業 | (地域・家庭福祉課) | 5 |
| 6 | (新) ケアラー支援・普及啓発事業 | (長寿社会課) | 6 |
| 7 | 介護福祉士修学資金等貸付事業 | (長寿社会課) | 7 |
| 8 | 就労継続支援事業所への生産活動支援事業 | (障害福祉課) | 8 |
| 9 | 障害児・者施設整備補助事業 | (障害福祉課) | 9 |
| 10 | 「あきた健康宣言！」推進事業 | (健康づくり推進課) | 10 |
| 11 | 健(検)診受診率向上総合対策事業 | (健康づくり推進課) | 11 |
| 12 | 歯科保健医療推進事業 | (健康づくり推進課) | 12 |
| 13 | がん対策総合推進事業 | (健康づくり推進課) | 13 |
| 14 | 地方独立行政法人秋田県立病院機構支援事業 | (医務薬事課) | 14 |
| 15 | 新型コロナウイルス感染症対策事業 | (医務薬事課) | 15 |
| 16 | (新) 医療のデジタル化推進事業 | (医務薬事課) | 16 |
| 17 | (新) 衛生看護学院オンライン実習環境整備事業 | (医療人材対策室) | 17 |

◎ 議案関係

| | | | |
|---|---|------------|----|
| 1 | 秋田県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例案の概要について | (地域・家庭福祉課) | 18 |
| 2 | 秋田県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例案の概要について | (地域・家庭福祉課) | 19 |
| 3 | 秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関 する基準を定める条例等の一部を改正する9条例の改正 案の概要について | (障害福祉課) | 20 |
| 4 | 秋田県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の 確保等に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正す る条例案の概要について | (医務薬事課) | 22 |

事 業 概 要

福 祉 政 策 課

| 事 業 名 | 内 容 |
|--|---|
| <p>地域包括ケアシステム 深化・推進事業</p> <p>(新)多職種が関わる アドバンスケアプラン ニング及び看取りの普 及啓発事業)</p> <p style="text-align: right;">8,578千円</p> <p>(入 8,578)</p> <p>[地域医療介護総合確 保基金]</p> | <p>1 事業目的 高齢者等が介護や療養が必要な状態になっても、住み慣れた場所で生活続けることができる環境を整備するため、地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築を支援する。</p> <p>2 実施主体 (一社) 秋田県医師会</p> <p>3 事業内容 秋田県医師会が行う在宅医療・介護連携の更なる推進に向けた取組に対し助成する。</p> <p>(1) 県民公開講座 1,706千円 県民を対象としたACP及び在宅看取りをテーマとした講演会の開催(2回)</p> <p>(2) 多職種向け研修会 3,029千円 地域の医療・介護従事者を対象とした多職種連携に関する事例検討会及び在宅看取りに関する研修会の開催(10回)</p> <p>(3) 住民向け説明会 1,750千円 地域住民を対象としたACPの実践に向けた説明会の開催(5回)</p> <p>(4) 事業実施のための協議等に係る経費 2,093千円 上記講演会等の企画や取組状況・好事例の共有</p> <p>4 補助率 県10/10</p> |
| | <p>※アドバンスケアプランニング(ACP): 愛称「人生会議」 人生の最終段階の医療やケアについて、あらかじめ患者や家族と医療・介護従事者が繰り返し話し合い、共有する取組</p> |

事 業 概 要

地域・家庭福祉課

| 事 業 名 | 内 容 | | | | | | |
|---|---|------|-----|-------|--|-----|------------|
| <p>① 子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）広報啓発事業</p> <p style="text-align: center;">12,431千円</p> <p>② (国) 12,431</p> | <p>1 事業目的 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に支給される特別給付金について広報啓発し、支給対象者からの申請を促進する。</p> <p>2 実施主体 県</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 高校生を養育する世帯向けの広報啓発 800千円 県内の高校生にチラシを配布し、対象世帯の申請を促進する。</p> <p>(2) 全県的な制度概要等の広報啓発 11,631千円 県広報紙や新聞広告等を活用し、制度の広報啓発を図る。</p> <p>(参考) 子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）制度概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">実施主体</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">支給対象者</td> <td> <p>①令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者 <u>(申請不要)</u></p> <p>② ①のほか、対象児童(※)の養育者であって、以下のいずれかに該当する者 <u>(要申請)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度分の住民税均等割が非課税である者 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者(家計急変者) <p style="text-align: center;">※令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も含む</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">給付額</td> <td style="text-align: center;">児童1人当たり5万円</td> </tr> </tbody> </table> | 実施主体 | 市町村 | 支給対象者 | <p>①令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者 <u>(申請不要)</u></p> <p>② ①のほか、対象児童(※)の養育者であって、以下のいずれかに該当する者 <u>(要申請)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度分の住民税均等割が非課税である者 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者(家計急変者) <p style="text-align: center;">※令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も含む</p> | 給付額 | 児童1人当たり5万円 |
| 実施主体 | 市町村 | | | | | | |
| 支給対象者 | <p>①令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者 <u>(申請不要)</u></p> <p>② ①のほか、対象児童(※)の養育者であって、以下のいずれかに該当する者 <u>(要申請)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度分の住民税均等割が非課税である者 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者(家計急変者) <p style="text-align: center;">※令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も含む</p> | | | | | | |
| 給付額 | 児童1人当たり5万円 | | | | | | |

事 業 概 要

地域・家庭福祉課

| 事 業 名 | 内 容 |
|---|--|
| <p>施設の小規模・多機能化等推進事業 (新) 児童家庭支援センター設置検討事業)</p> <p style="text-align: right;">449千円</p> <p>(⊖ 449)</p> | <p>1 事業目的 児童相談所の補完的な役割を果たし、市町村への援助や里親支援等を行う児童家庭支援センターの設置に向けた検討等を行う。</p> <p>2 実施主体 県</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 児童家庭支援センター設置に向けた検討会 205千円 県、市町村、関係機関を構成員とする検討会を設置し、児童家庭支援センターの業務や連携のあり方等について検討する。</p> <p>(2) 家庭相談体制強化に向けた研修会 244千円 市町村職員を対象に、市町村の相談体制強化に向けた研修会を実施する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>※ 児童家庭支援センターとは 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識や技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ技術的助言その他必要な援助を行う。児童相談所の補完的機能を持ち、サテライト的役割を果たす。</p> </div> |

事 業 概 要

地域・家庭福祉課

| 事 業 名 | 内 容 |
|---|---|
| <p>⑨ 養育費確保対策事業</p> <p style="text-align: right;">11,777千円</p> <p style="margin-left: 20px;">(国 5,888)</p> <p style="margin-left: 20px;">(一 5,889)</p> | <p>1 事業目的 離婚後の養育費について、制度の周知と相談体制の強化を図るとともに、支払いを確保するための補助を行う。</p> <p>2 実施主体 県</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 養育費周知・啓発事業 244千円 ・養育費のリーフレットや調停制度の啓発チラシ等を関係機関に配布</p> <p>(2) 養育費相談体制強化事業 483千円 ・母子・父子自立支援員、市町村職員を対象に養育費に関する研修会の実施 ・ひとり親家庭就業・自立支援センターにおける弁護士相談の拡充</p> <p>(3) 養育費法的手続き等費用補助事業 11,050千円 ・補助対象 ひとり親等 ・補助限度額 公証手数料(30千円) 調停申立費用(60千円) 強制執行費用(60千円) 養育費保証契約に係る保証料(50千円) ・補助率 10/10(国1/2、県1/2)</p> |

事 業 概 要

地域・家庭福祉課

| 事 業 名 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--------------|----------|--------------|----------|-----|-----|-----|-----------|-----|-------------|-----|---------|-----|---------|
| <p>① 千秋学園体育館棟 改修事業</p> <p style="text-align: right;">5, 285千円</p> <p>(⊖ 5, 285)</p> | <p>1 事業目的 児童自立支援施設千秋学園の体育館の柱の腐食が進んでいることから、改修工事を行うこととし、耐震診断及び改修設計業務委託を行う。</p> <p>2 実施主体 県</p> <p>3 事業内容</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 70%;">(1) 耐震診断業務委託</td> <td style="text-align: right;">3, 250千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 改修設計業務委託</td> <td style="text-align: right;">2, 035千円</td> </tr> </table> <p>4 スケジュール 令和3年 8月～令和4年1月 耐震診断 令和3年11月～令和4年3月 設計</p> <p>【参考】 千秋学園体育館の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在地</td> <td>秋田市新屋下川原町</td> </tr> <tr> <td>建築年</td> <td>昭和49年（築47年）</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>372.48㎡</td> </tr> <tr> <td>構 造</td> <td>鉄骨造平屋建て</td> </tr> </tbody> </table> | (1) 耐震診断業務委託 | 3, 250千円 | (2) 改修設計業務委託 | 2, 035千円 | 項 目 | 内 容 | 所在地 | 秋田市新屋下川原町 | 建築年 | 昭和49年（築47年） | 面 積 | 372.48㎡ | 構 造 | 鉄骨造平屋建て |
| (1) 耐震診断業務委託 | 3, 250千円 | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 改修設計業務委託 | 2, 035千円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 項 目 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | |
| 所在地 | 秋田市新屋下川原町 | | | | | | | | | | | | | | |
| 建築年 | 昭和49年（築47年） | | | | | | | | | | | | | | |
| 面 積 | 372.48㎡ | | | | | | | | | | | | | | |
| 構 造 | 鉄骨造平屋建て | | | | | | | | | | | | | | |

事業概要

長寿社会課

| 事業名 | 内 容 |
|---|--|
| <p>⑨ ケアラー支援・普及啓発事業</p> <p style="text-align: center;">694千円</p> <p>(⑩ 694)</p> <p>[地域医療介護総合確保基金]</p> | <p>1 事業目的 介護や看護等が必要な家族等を無償でサポートするケアラー（介護者）の支援体制整備に向け、ケアラーの実態調査を実施するとともに、普及啓発セミナーを開催する。</p> <p>2 実施主体 県</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 実態調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対 象 地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、福祉事務所、児童相談所等の相談機関 ・方 法 県内でのケアラーの実態や相談援助における課題等についてのインターネットを活用したアンケート調査 <p>(2) 普及啓発セミナーの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内 容 (1回目) 相談機関の相談従事者等を対象に、サポート体制構築に向け、現状と支援内容等の周知・情報共有を図る。 (2回目) 県民等を対象に、ケアラーの現状と課題等について広く普及・啓発を図る。 ・方 法 オンラインによる方法をメインとし、少人数によるサテライト会場と結ぶ複合形式 <p>(3) 関係機関との連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携先 県教育委員会、市町村教育委員会、市町村、児童相談所 等 |
| <p>※ケアラーとは 介護、看護、療育、こころや身体に不調のある家族への気づかいなど、ケアに必要な家族等を無償でサポートする者。18歳未満を特に「ヤングケアラー」という。ケアをする相手の年齢、病気、障害等は問わない。</p> <p>【最近の動向】</p> <p>令和2年3月 埼玉県ケアラー支援条例制定・施行 12月 厚労・文科両省による「学校におけるヤングケアラーの対応に関する調査」を全国で実施</p> <p>令和3年3月 ヤングケアラーの支援に向けた福祉・医療・教育の連携プロジェクトチーム発足(厚労省) 4月 厚労・文科両省調査の結果公表</p> | |

事業概要

長寿社会課

| 事業名 | 内 容 |
|---|---|
| <p>介護福祉士修学資金等貸付事業</p> <p style="text-align: center;">120,274千円</p> <p>(⊕ 120,274)</p> <p>[地域医療介護総合確保基金]</p> | <p>1 事業目的 深刻な人手不足が懸念される介護人材を確保するため、福祉系高校の生徒の修学に必要な資金や他業種で働いていた方等の就職準備の貸付事業に要する経費について助成する。</p> <p>2 実施主体 (福) 秋田県社会福祉協議会</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) ⑧福祉系高校修学資金貸付事業 5,874千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 福祉系高校の生徒(県立六郷高校) ・貸付内容 修学準備金(1回限り3万円) 介護実習費(年額3万円) 国家試験受験対策経費(年額4万円) 就職準備金(1回限り20万円) ・返還免除要件 県内において、3年間介護職員として継続して従事 <p>(2) ⑧介護分野就職支援金貸付事業 114,400千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 介護職員初任者研修修了者等 ・貸付内容 介護施設の就職に必要な経費(転居費用、講習会参加費、被服費等(1回限り20万円)) ・返還免除要件 県内において、2年間介護職員として継続して従事 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【既存事業の概要】</p> <p>1 介護福祉士修学資金貸付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 介護福祉士養成施設の学生(大学、短大等) ・貸付内容 学費(月額5万円)、国家試験受験対策経費(年額4万円)、入学準備金・就職準備金(1回限り各20万円) <p>2 再就職準備金貸付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 介護福祉士等 ・貸付内容 介護施設の再就職に必要な経費(転居費用、講習会参加費、被服費等(1回限り40万円)) </div> |

事 業 概 要

障 害 福 祉 課

| 事 業 名 | 内 容 |
|---|--|
| <p>就労継続支援事業所への生産活動支援事業</p> <p style="text-align: right;">5,000千円</p> <p>(⊖ 5,000)</p> | <p>1 事業目的 新型コロナウイルス感染症が拡大する中、新たな生産活動により工賃向上に取り組む就労継続支援事業所を支援し、利用者の賃金・工賃の確保を図る。</p> <p>2 実施主体 県</p> <p>3 事業内容 商品開発や販路拡大など、減収への対策として新たな生産活動に取り組む経費を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 就労継続支援事業所 ・対象要件 新型コロナウイルス感染症の影響により減収し、新たな生産活動に取り組んでいること。 ・補助率 県10/10 ・補助上限 1事業所当たり500千円 ・積算 500千円×10事業所 |

事業概要

障害福祉課

| 事業名 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--------------|-----------------|----------|----------|-----|------------------------------|-----|------------|---------------|-------|---------|-----------------|---|--|--|-----|-------|
| <p>障害児・者施設整備補助事業</p> <p style="text-align: right;">8,802千円</p> <p> (⊕ 5,868) ⊖ 2,934 </p> | <p>1 事業目的 障害福祉サービスを提供する障害児・者施設の整備を促進することにより、障害児・者の福祉の向上を図る。</p> <p>2 事業内容</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設置主体 事業所名</th> <th style="width: 10%;">設置 場所</th> <th style="width: 10%;">整備 区分</th> <th style="width: 30%;">種別・定員(人)</th> <th style="width: 20%;">補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">(医)仁恵会 障害者総合 支援事業所「松風」</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">湯沢市</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">大規模 修繕等</td> <td style="text-align: center;">宿泊型自立訓練 15</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">8,802</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自立訓練 12</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">就労継続支援B 型 27</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">1施設</td> <td style="text-align: center;">8,802</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 補助率 3/4 (国2/4、県1/4)</p> | 設置主体 事業所名 | 設置 場所 | 整備 区分 | 種別・定員(人) | 補助額 | (医)仁恵会 障害者総合 支援事業所「松風」 | 湯沢市 | 大規模 修繕等 | 宿泊型自立訓練 15 | 8,802 | 自立訓練 12 | 就労継続支援B 型 27 | 計 | | | 1施設 | 8,802 |
| 設置主体 事業所名 | 設置 場所 | 整備 区分 | 種別・定員(人) | 補助額 | | | | | | | | | | | | | | |
| (医)仁恵会 障害者総合 支援事業所「松風」 | 湯沢市 | 大規模 修繕等 | 宿泊型自立訓練 15 | 8,802 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 自立訓練 12 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 就労継続支援B 型 27 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | 1施設 | 8,802 | | | | | | | | | | | | | | |

事業概要

健康づくり推進課

| 事業名 | 内 容 |
|--|---|
| <p>「あきた健康宣言！」 推進事業 (新)フレイル予防啓 発事業)</p> <p style="text-align: right;">1,709千円</p> <p>(入 1,709)</p> <p>[地域医療介護総合確 保基金]</p> | <p>1 事業目的 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の開始によ り、介護予防を見据えた保健事業を実施する必要があること から、健康秋田いきいきアクションプランにおいて重点目標 としている「フレイル予防」に関する啓発、人材の育成・資 質向上を図る。</p> <p>2 実施主体 県、(公社)秋田県栄養士会</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 出前講座の実施 237千円 食生活におけるフレイル予防のための出前講座を実施 ・委託先 (公社)秋田県栄養士会 ・内 容 高齢者におけるメタボ予防からフレイル予防 への切り替えの必要性等</p> <p>(2) ユフォーレを活用した研修会等 928千円 運動によるフレイル予防のための研修会・出前講座を実 施</p> <p>(3) 健康づくり指導者への講習会 422千円 高齢者に健康づくりの指導を行っている健康運動指導士 や市町村職員等を対象とするフレイル予防の運動講習会を 実施</p> <p>(4) 健康づくり地域マスター専門研修 122千円 健康づくり地域マスターを対象としたフレイル予防に特 化した専門研修を実施</p> |

事業概要

健康づくり推進課

| 事業名 | 内 容 |
|---|---|
| <p>健（検）診受診率向上 総合対策事業</p> <p>（新）ICTを活用した健（検）診予約システム導入支援事業）</p> <p style="text-align: center;">25,250千円</p> <p>〔- 25,250〕</p> | <p>1 事業目的 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市町村が実施するがん検診・特定健診の受診控えが見られることから、県民が安心して受診できる体制を整備し、受診率の回復を図る。</p> <p>2 実施主体 （公財）秋田県総合保健事業団</p> <p>3 事業内容 Webを活用して利用者が簡便に予約でき、効率的な受診が可能となる健（検）診予約システムの導入費用に対し補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助先 （公財）秋田県総合保健事業団 ・補助額 25,250千円 （システム導入費用 15団体分） ・補助率 県10／10 |

事 業 概 要

健康づくり推進課

| 事 業 名 | 内 容 |
|---|---|
| <p>歯科保健医療推進事業 (新)オーラルフレイル予防啓発事業)</p> <p style="text-align: center;">11,621千円</p> <p>(入 11,621)</p> <p>[地域医療介護総合確保基金]</p> | <p>1 事業目的 高齢化の進展によって、秋田県歯と口腔の健康づくり推進条例においても、オーラルフレイルの予防が追加されるなど、その重要性が高まっていることから、予防の普及啓発や、人材の育成及び実態調査により、健康寿命日本一に向けた取組を更に促進する。</p> <p>2 実施主体 県、(一社)秋田県歯科医師会</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 広報活動の実施 7,120千円 著名人を活用した周知啓発用の動画を作成し、協力企業等でのデジタルサイネージによる放映及び関係団体等へDVDを配布</p> <p>(2) 人材育成研修会の開催 501千円 通いの場等で歯科保健指導を担う歯科衛生士を育成</p> <p>(3) オーラルフレイルの実態調査 4,000千円 対策が必要となる年代の調査を実施 ・委託先 (一社)秋田県歯科医師会 ・内 容 40歳代及び50歳代を対象とした舌圧等の口腔機能の実態調査</p> |

事 業 概 要

健康づくり推進課

| 事 業 名 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---------|-------|--------|-------|-------|-------|------|------|---------|-------|--|-----|-----|-------|-----|---------|------|---------|---------|-----|---------|---------|
| <p>がん対策総合推進事業 (がん患者等の妊よう性温存支援事業)</p> <p style="text-align: center;">2,050千円</p> <p>(国) 2,075 (一) Δ25</p> | <p>1 事業目的 子どもを産み育てやすい環境の整備を図るため、がん患者等の妊よう性温存に係る相談ネットワークを構築するとともに、妊よう性温存治療に係る費用に対し助成する。</p> <p>2 実施主体 県</p> <p>3 事業内容 助成事業については、令和3年度から新たに、国の助成事業が創設されたことから、国の基準に合わせて、助成対象、要件、基準額等を見直し、財源を変更する。</p> <p>(1) 見直し内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象年齢 43歳未満に引き上げ(現行40歳以下) ・助成回数 1患者当たり2回まで助成(現行1回) ・基準額 受精卵凍結、精巣内精子採取の基準額の引き上げ <p>(2) 補助基準額</p> <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>卵子凍結</td><td style="text-align: right;">200千円</td></tr> <tr><td>卵巣組織凍結</td><td style="text-align: right;">500千円</td></tr> <tr><td>受精卵凍結</td><td style="text-align: right;">350千円</td></tr> <tr><td>精子凍結</td><td style="text-align: right;">30千円</td></tr> <tr><td>精巣内精子採取</td><td style="text-align: right;">350千円</td></tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">※基準額は、国基準額としているが、現行の県基準額と比較して低い場合は、県基準額を維持 (国基準額は、卵巣組織凍結400千円、精子凍結25千円)</p> <p>(3) 補助率 10/10</p> <p>(4) 財源内訳</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; width: 80%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>当 初</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国庫補助金</td> <td>0千円</td> <td>2,075千円</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>2,380千円</td> <td>2,355千円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,380千円</td> <td>4,430千円</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>※ 妊よう性温存治療 がん治療に伴う化学療法や放射線療法で生殖機能が損なわれる前に、卵子、精子等を凍結保存し、妊娠の可能性を残す治療のこと。</p> </div> | 卵子凍結 | 200千円 | 卵巣組織凍結 | 500千円 | 受精卵凍結 | 350千円 | 精子凍結 | 30千円 | 精巣内精子採取 | 350千円 | | 当 初 | 補正後 | 国庫補助金 | 0千円 | 2,075千円 | 一般財源 | 2,380千円 | 2,355千円 | 合 計 | 2,380千円 | 4,430千円 |
| 卵子凍結 | 200千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 卵巣組織凍結 | 500千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受精卵凍結 | 350千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 精子凍結 | 30千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 精巣内精子採取 | 350千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 当 初 | 補正後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国庫補助金 | 0千円 | 2,075千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般財源 | 2,380千円 | 2,355千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | 2,380千円 | 4,430千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

事 業 概 要

医 務 薬 事 課

| 事 業 名 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---------|-----------|----------|-----------|----------|----------|----------|---------|-------|---------|---------|---------|-----|---------------|
| <p>地方独立行政法人秋田 県立病院機構支援事業</p> <p style="text-align: center;">44,421千円</p> <p>(⊕ 44,421)</p> <p>[地域医療介護総合確 保基金]</p> | <p>1 事業目的 脳・循環器疾患の包括的な医療提供体制の構築を図るため、循環器・脳脊髄センターの既存棟における大規模修繕工事に対して支援を行う。</p> <p>2 実施主体 地方独立行政法人秋田県立病院機構</p> <p>3 事業内容 循環器・脳脊髄センター施設整備費補助金 44,421千円</p> <p>・対象経費 工事請負費等 当初 (A) 874,873千円 増工後 (B) 1,027,685千円 <hr/>差し引き(B)-(A) (C) 152,812千円</p> <p>・補助基準額 対象経費 × $\frac{\text{循環器病床 (50床)}}{\text{増築棟の急性期病床 (86床)}}$</p> <p>・補助率 1/2</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※今回補正額 (E) - (D) = 44,421千円 874,873千円 (A) × 50/86 × 1/2 = 254,323千円 (D) 1,027,685千円 (B) × 50/86 × 1/2 = 298,744千円 (E) <small>(端数調整あり)</small></p> </div> <p>・増工の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">① 本体工事費</td> <td style="text-align: right;">151,250千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">・ 換気設備改修</td> <td style="text-align: right;">118,800千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">・ 加湿設備改修</td> <td style="text-align: right;">15,400千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">・ 防火設備改修</td> <td style="text-align: right;">8,800千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">・ その他</td> <td style="text-align: right;">8,250千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">② 設計監理費</td> <td style="text-align: right;">1,562千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合 計</td> <td style="text-align: right;">152,812千円 (C)</td> </tr> </table> | ① 本体工事費 | 151,250千円 | ・ 換気設備改修 | 118,800千円 | ・ 加湿設備改修 | 15,400千円 | ・ 防火設備改修 | 8,800千円 | ・ その他 | 8,250千円 | ② 設計監理費 | 1,562千円 | 合 計 | 152,812千円 (C) |
| ① 本体工事費 | 151,250千円 | | | | | | | | | | | | | | |
| ・ 換気設備改修 | 118,800千円 | | | | | | | | | | | | | | |
| ・ 加湿設備改修 | 15,400千円 | | | | | | | | | | | | | | |
| ・ 防火設備改修 | 8,800千円 | | | | | | | | | | | | | | |
| ・ その他 | 8,250千円 | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 設計監理費 | 1,562千円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | 152,812千円 (C) | | | | | | | | | | | | | | |

事 業 概 要

医 務 薬 事 課

| 事 業 名 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|------------|-------|--------|----------|--------|----------|------------|-------|-------|------------|------------|-------|-------|--|
| <p>新型コロナウイルス感染症対策事業 (新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業)</p> <p style="text-align: center;">366,000千円</p> <p>(国 366,000)</p> | <p>1 事業目的 新型コロナウイルス感染症患者の拡大に対応する取組を実施することにより、地域の医療提供体制の維持・確保を図る。</p> <p>2 実施主体 県</p> <p>3 事業内容 ワクチン接種の促進を図るため、個別接種を行う医療機関に対し助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 令和3年5月10日～7月31日 ・対象施設 診療所(①、②及び④) 病 院(②、③及び④) ・助成内容 <ul style="list-style-type: none"> ①一定規模の接種を継続的に実施した診療所への助成 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">1週当たりの接種回数</th> <th style="text-align: center;">助 成 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">100回以上</td> <td style="text-align: center;">2,000円/回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">150回以上</td> <td style="text-align: center;">3,000円/回</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ②まとまった規模の接種を実施した医療機関への助成 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">1日当たりの接種回数</th> <th style="text-align: center;">助 成 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">50回以上</td> <td style="text-align: center;">100,000円/日</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ③特別な体制を組んで個別接種を実施した病院への助成 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">1日当たりの接種回数</th> <th style="text-align: center;">助 成 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">50回以上</td> <td style="text-align: center;"> 従事者1人1時間当たり 医 師 7,550円 看護師等 2,760円 </td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ④個別接種を行う医療機関への助成 1医療機関当たり200,000円 | 1週当たりの接種回数 | 助 成 額 | 100回以上 | 2,000円/回 | 150回以上 | 3,000円/回 | 1日当たりの接種回数 | 助 成 額 | 50回以上 | 100,000円/日 | 1日当たりの接種回数 | 助 成 額 | 50回以上 | 従事者1人1時間当たり 医 師 7,550円 看護師等 2,760円 |
| 1週当たりの接種回数 | 助 成 額 | | | | | | | | | | | | | | |
| 100回以上 | 2,000円/回 | | | | | | | | | | | | | | |
| 150回以上 | 3,000円/回 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1日当たりの接種回数 | 助 成 額 | | | | | | | | | | | | | | |
| 50回以上 | 100,000円/日 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1日当たりの接種回数 | 助 成 額 | | | | | | | | | | | | | | |
| 50回以上 | 従事者1人1時間当たり 医 師 7,550円 看護師等 2,760円 | | | | | | | | | | | | | | |

事業概要

医務薬事課

| 事業名 | 内 容 |
|--|---|
| <p>⑨ 医療のデジタル化 推進事業</p> <p style="text-align: center;">31,409千円</p> <p style="font-size: 2em;">(⊖ 31,409)</p> | <p>1 事業目的 県民が健康で安心して暮らすことができる地域の実現に向けて、医療情報の活用や地域課題の解決に資する医療のデジタル化を推進する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 協議会の設置・運営 3,604千円 医療や学術関係者等からなる協議会を組織し、デジタル技術による医療情報の一元的な活用基盤の構築等に向けた検討を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体 県 ・実施内容 協議会及び講演会の開催 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">医療のデジタル化に向けた主な検討課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オンライン診療の活用モデル構築 ○ 医療情報の相互利用基盤の構築 ○ センサーを活用した在宅療養者の情報集積と活用 </div> <p>(2) オンライン診療の実証 27,805千円 地域が抱える医療的課題に資するオンライン診療の活用モデル構築に向けた実証に対し、支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助先 (一社) 秋田県医師会 ・対象経費 運営委員会の開催、実証運用、成果報告会の開催に係る経費 ・補助基準額 28,542千円 ・補助率 県10/10 (備品購入費等は3/4) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">オンライン診療の実証モデル例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケアシステムにおける在宅医療やACP、看取り支援での活用 (ナラティブブック秋田を基盤としたモデルの構築と評価) など </div> |

事業概要

医療人材対策室

| 事業名 | 内 容 | | | | | | |
|---|--|----------------|---------|------------------|----------|-------------|-------|
| <p>⑨ 衛生看護学院オンライン実習環境整備事業</p> <p style="text-align: right;">12,836千円</p> <p>〔⑩ 12,836〕</p> | <p>1 事業目的</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、実習先の病院での実習受け入れ中止となった学生の単位取得等の学習機会を確保するため、衛生看護学院において、実習が行える環境を整備する。</p> <p>2 実施主体 県</p> <p>3 事業内容</p> <p>病院での実習受け入れ中止となった学生に対し、病院での実習に代わるオンライン実習等の遠隔授業を学内で実施する。</p> <p>・整備内容</p> <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td>無線LAN（Wi-Fi）設置</td> <td style="text-align: right;">1,189千円</td> </tr> <tr> <td>実習用モデル、シミュレータの購入</td> <td style="text-align: right;">11,463千円</td> </tr> <tr> <td>実習用タブレットの購入</td> <td style="text-align: right;">184千円</td> </tr> </table> | 無線LAN（Wi-Fi）設置 | 1,189千円 | 実習用モデル、シミュレータの購入 | 11,463千円 | 実習用タブレットの購入 | 184千円 |
| 無線LAN（Wi-Fi）設置 | 1,189千円 | | | | | | |
| 実習用モデル、シミュレータの購入 | 11,463千円 | | | | | | |
| 実習用タブレットの購入 | 184千円 | | | | | | |

秋田県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例案の概要について

地域・家庭福祉課

1 改正理由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第80号）による救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）の一部改正により、救護施設等の運営に関する基準について所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 救護施設等は、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならないこととする。（第6条の2関係）
- (2) 救護施設等は、非常災害に備えるための訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。（第7条関係）

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和3年8月1日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

秋田県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例案の概要について

地域・家庭福祉課

1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）による婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）の一部改正により、書面で行うこととされている事務等の電磁的記録による処理に関する基準を定める必要がある。

2 改正内容

婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うこととされているもの又は書面で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、電磁的記録により行うことができることとする。（第12条関係）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する9条例の改正案の概要について

障 害 福 祉 課

1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）により、各障害福祉施設及びサービスの事業等に係る人員、設備及び運営に関する基準を定める次の9条例について、所要の規定の整備を行う必要がある。

- ① 秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例【議案第145号】
- ② 秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例【議案第146号】
- ③ 秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例【議案第147号】
- ④ 秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例【議案第148号】
- ⑤ 秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例【議案第149号】
- ⑥ 秋田県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例【議案第150号】
- ⑦ 秋田県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例【議案第151号】
- ⑧ 秋田県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例【議案第152号】
- ⑨ 秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例【議案第153号】

2 主な改正内容〔 〕内は1に掲げる条例のうち、該当する条例)

(1) 電磁的記録等〔1の①～⑨の条例関係〕

諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的記録による対応を認めるものとするほか、利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、原則として電磁的方法による対応を認めるものとする。

(2) 医療的ケアを行う場合の看護職員の配置〔1の⑨の条例関係〕

主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターは、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には、看護職員を置かなければならないこととする。

3 施行期日

これら9条例は、公布の日から施行することとする。

秋田県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案の概要について

医 務 薬 事 課

1 改正理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の一部改正により地域連携薬局の認定の更新を受けようとする者等から手数料を徴収する等の必要がある。

2 改正内容

(1) 秋田県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第42号）の一部改正（第1条による改正）

① 次の申請をする者から手数料を徴収することとし、その額を次のとおり定めることとする。（別表関係）

（申請1件につき）

| 区 分 | 手数料の額 |
|--|--|
| 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の登録の申請 | |
| 医薬品に係るもの | 34,900円 |
| 医薬部外品に係るもの | 28,800円 |
| 化粧品に係るもの | 28,800円 |
| 医薬品又は医薬部外品に係る区分適合性調査の申請 | |
| 医薬品の製造工程のうち保管のみをするもの | 48,000円に、900円に当該確認に係る品目数を乗じて得た額及び5,300円に当該確認に係る製造販 |

| | |
|--|--|
| <p>医薬品の無菌区分に係る許可を受けて製造するもの</p> | <p>売業者の数を乗じて得た額を加算した額 137,700円に、3,100円に当該確認に係る品目数を乗じて得た額及び10,000円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額</p> |
| <p>医薬品の一般区分に係る許可を受けて製造するもの</p> | <p>105,000円に、2,400円に当該確認に係る品目数を乗じて得た額及び7,500円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額</p> |
| <p>医薬品の包装、表示又は保管（以下「包装等」という。）区分に係る許可を受けて製造するもの</p> | <p>48,900円に、900円に当該確認に係る品目数を乗じて得た額及び5,600円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額</p> |
| <p>医薬部外品の製造工程のうち保管のみをするもの</p> | <p>48,000円に、900円に当該確認に係る品目数を乗じて得た額及び5,300円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額</p> |
| <p>医薬部外品の無菌区分に係る許可を受けて製造するもの</p> | <p>137,700円に、3,100円に当該確</p> |

| | |
|--|--|
| <p>医薬部外品の一般区分に係る許可を受けて製造するもの</p> <p>医薬部外品の包装等区分に係る許可を受けて製造するもの</p> | <p>認に係る品目数を乗じて得た額及び10,000円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額</p> <p>105,000円に、2,400円に当該確認に係る品目数を乗じて得た額及び7,500円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額</p> <p>48,900円に、900円に当該確認に係る品目数を乗じて得た額及び5,600円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額</p> |
| <p>医薬品又は医薬部外品に係る適合性確認の申請</p> <p>医薬品の製造工程のうち保管のみをするもの</p> <p>医薬品の無菌区分に係る許可を受けて製造するもの</p> <p>医薬品の一般区分に係る許可を受けて製造するもの</p> <p>医薬品の包装等区分に係る許可を受けて製造するもの</p> <p>医薬部外品の製造工程のうち保管のみをするもの</p> <p>医薬部外品の無菌区分に係る許可を受けて製造するもの</p> <p>医薬部外品の一般区分に係る許可を受けて製造するもの</p> | <p>28,500円</p> <p>72,100円</p> <p>48,400円</p> <p>30,600円</p> <p>28,500円</p> <p>72,100円</p> <p>48,400円</p> |

| | |
|------------------------------------|---------|
| するもの 医薬部外品の包装等区分に係る許可を受けて製造するもの | 30,600円 |
|------------------------------------|---------|

② その他所要の規定の整理を行うこととする。

(2) 秋田県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料徴収条例の一部改正（第2条による改正）

① 次の申請をする者から手数料を徴収することとし、その額を次のとおり定めることとする。（別表関係）

(申請1件につき)

| 区 分 | 手数料の額 |
|---|-----------------------------------|
| 地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請 | 11,000円 |
| 地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の書換え交付の申請 | 2,200円 |
| 地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の再交付の申請 | 3,100円 |
| 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の登録の更新の申請 | |
| 医薬品に係るもの | 25,500円 |
| 医薬部外品に係るもの | 21,900円 |
| 化粧品に係るもの | 21,900円 |
| 医薬品又は医薬部外品に係る適合性調査の申請 (製造開始時) | |
| 医薬品の製造工程のうち保管のみを行う製造所 | 28,500円 |
| 医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う製造所 | 28,500円 |
| 医薬品又は医薬部外品に係る定期的適合性調査の申請（製造開始後5年ごと） | |
| 医薬品の製造工程のうち保管のみを行う製造所 | 48,000円と900円に保管する品目の数を乗じて得た額との合計額 |
| 医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う製造所 | 48,000円と900円に保管する品目の |

| | 数を乗じて得た額との 合計額 |
|---|-------------------|
| 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造工程のうち 保管のみを行う製造所の登録証の書換え交付の申請 | 2, 200円 |
| 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造工程のうち 保管のみを行う製造所の登録証の再交付の申請 | 3, 100円 |
| 基準確認証の書換え交付の申請 | 2, 200円 |
| 基準確認証の再交付の申請 | 3, 100円 |

② その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和3年8月1日から施行することとする。ただし、2(1)は、公布の日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

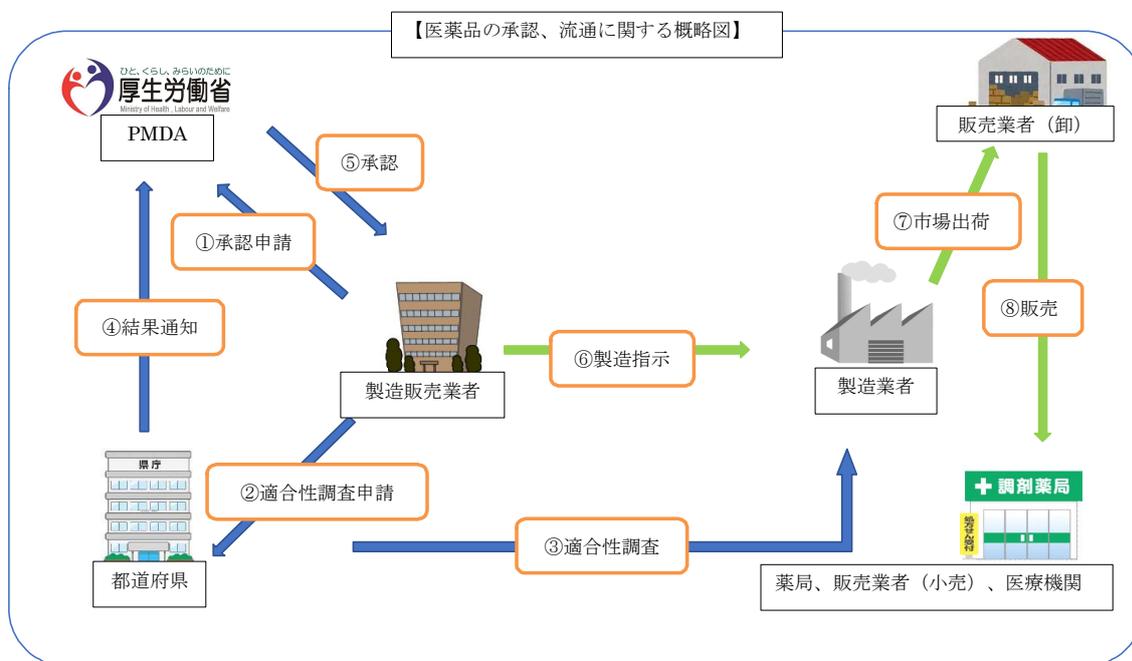
<法改正の趣旨>

国民のニーズに応える優れた医薬品、医療機器等をより安全・迅速・効率的に提供するとともに、住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことができる環境を整備するため、制度の見直しを行う。

<法改正の概要（手数料徴収条例改正関係分）>

1. 医薬品、医療機器等をより安全・迅速・効率的に提供するための開発から市販後までの制度改善

- 医薬品等の製造工程のうち保管のみを行う製造所について、許可制から登録制に見直し
- 医薬品等の承認後5年ごとの定期的適合性調査に代わる、3年ごとの区分適合性調査の導入
- 最終的な製品の有効性、安全性に影響を及ぼさない医薬品等の製造方法等の変更について、事前に厚生労働大臣が確認した計画に沿って変更する場合に、承認制から届出制に見直し



2. 住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことができるようにするための
薬剤師・薬局のあり方の見直し

- 患者自身が自分に適した薬局を選択できるよう、機能別の薬局の知事認定制度を導入
 - ① 入退院時や在宅医療に他医療提供施設と連携して対応できる薬局（地域連携薬局）
 - ② がん等の専門的な薬学管理に他医療提供施設と連携して対応できる薬局（専門医療機関連携薬局）

地域連携薬局・専門医療機関連携薬局

○ 患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする（1年更新）。

地域連携薬局
 ・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局

専門医療機関連携薬局
 ・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局

